

**改正**

平成21年3月31日規則第12号

平成22年1月4日規則第2号

平成22年10月29日規則第24号

平成29年8月3日規則第22号

読谷村健康増進センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、読谷村健康増進センターの設置及び管理に関する条例（平成19年読谷村条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(実践室等)

**第2条** 読谷村健康増進センター（以下「施設」という。）における実践室等は、次のとおりとする。

- (1) 温水プール
- (2) トレーニングルーム
- (3) スタジオ
- (4) 芝生広場

(業務)

**第3条** 村長は施設管理に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設の利用料の徴収に関する業務
- (3) 施設の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理及び運営に関する業務

(職員)

**第4条** 施設にセンター長、事務長、プログラム責任者、その他の職員を置く。

(協定の締結)

**第5条** 読谷村公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年読谷村条例第2号）第3条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、村長と施設の管理に関する協定を締結するものとする。

(利用時間)

**第6条** 施設の利用時間は次の各号のとおりとする。ただし、村長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日から金曜日(祝祭日を除く。) 午前9時から午後9時30分まで

(2) 土曜日、日曜日及び祝祭日 午前9時から午後8時30分まで

(休館日)

**第7条** 施設の休館日は、次の各号のとおりとする。

(1) 施設の保守管理及び修繕を行うとき。

(2) 台風等の自然災害により開館することが困難なとき。

(利用の許可)

**第8条** 施設を利用しようとするものは、村長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 村長は、利用の許可に当たっては、運営上必要があると認めるときは条件を付することができる。

(許可の申請)

**第9条** 前条の許可を受けようとするものは、読谷村健康増進センター利用申請書(第1号様式)により、あらかじめ村長に申請しなければならない。ただし、個人の利用にあたっては、口頭により申請することができる。

2 前項前段に係る申請の変更は、読谷村健康増進センター利用変更申請書(第2号様式)による。

(許可の決定等)

**第10条** 村長は、前条第1項の規定による申請をしたものが、条例第13条の規定に該当するときは、利用を許可してはならない。

2 村長は、前条第1項の規定による申請に係る許可をするときは、読谷村健康増進センター利用許可通知書(第3号様式)により通知する。

3 村長は、前条第2項の規定による申請の変更に係る許可をするときは、読谷村健康増進センター利用変更許可通知書(第4号様式)により通知する。

4 村長は、前条の規定による申請に係る許可をしないときは、読谷村健康増進センター利用(申請・変更)不許可通知書(第5号様式)により通知する。

(許可の取消等)

**第11条** 村長は、利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該

当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は利用の許可を変更し、若しくは取り消すことができる。

- (1) 条例第13条に該当するに至ったとき。
- (2) この規則に違反し、又は村長の指示に従わなかったとき。
- (3) 利用目的以外の利用又は利用の許可条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (5) 災害その他の避けることのできない理由により必要があると認められたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要があると認められるとき。

2 村長は、前項の規定による取消等をするときは、読谷村健康増進センター利用（制限・停止・許可変更・取消）通知書（第6号様式）により通知する。

3 前項の規定によりその利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は利用の許可を変更し、若しくは取り消した場合において利用者に損害が生じても、村長及び指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。

（入場の禁止等）

**第12条** 村長は、次の各号のいずれかに該当する者について、入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 伝染病の疾患のおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (3) 風紀を乱すおそれがあると認められる者

（目的外利用の禁止）

**第13条** 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用料）

**第14条** 利用者は別表1及び別表2に定めるところにより、利用料を前納しなければならない。ただし、村長が認める場合は、この限りでない。

（利用料の減額及び免除等）

**第15条** 利用料の減額又は免除をする場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている場合 半額
- (2) 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）による認定を受けている場合 半額
- (3) 利用料の一括払いがある場合 別表2のとおり

(4) その他村長が認めた場合 全額又は半額

2 利用料に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(減額又は免除申請)

**第16条** 減額又は免除申請は、読谷村健康増進センター利用料減額又は免除申請書（第7号様式）

による。ただし、村長がその必要がないと認めた場合は、口頭により申請することができる。

(減額又は免除許可通知書等の発行)

**第17条** 村長は、減額又は免除申請書が提出されたときは、書類の審査をし、相当と認める場合は

読谷村健康増進センター減額又は免除許可通知書(第8号様式)を申請者に交付するものとする。

2 村長は、前条の規定による申請に係る許可をしないときは、読谷村健康増進センター利用料減額又は免除不許可通知書（第9号様式）により通知する。

(利用料の返還)

**第18条** 利用料の返還は、次の各号のとおりとする。

(1) 台風等の自然災害により休館したとき 全額

(2) その他、村長が認めたとき 全額

2 前項に係る利用料の返還は、読谷村健康増進センター利用料返還通知書（第10号様式）により通知する。

(損傷・滅失届)

**第19条** 利用者は、施設の設備及び付属設備等を損傷し、又は滅失した場合は、読谷村健康増進センター損傷・滅失届（第11号様式）を村長に提出しなければならない。

(委任)

**第20条** この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第12号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月4日規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月29日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成29年8月3日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表 1 (第14条関係)

利用プログラム名				利用料 (円)	備考	
個人利 用	自由な 利用	温水プール	村内	450	120分以内とする。	
			村外	700	6歳以上18歳未満及び60歳以上の者の利用料は2割引とする。	
		トレーニングルーム	村内	300	120分以内とする。	
			村外	400	13歳以上18歳未満及び60歳以上の者の利用料は2割引とする。	
	プログ ラム受 講	温水プール	村内	1,000	75分以内とし、プログラムごとに利用時間を設定する。	
			村外	1,500		
		トレーニングルーム	村内	1,000	75分以内とし、プログラムごとに利用時間を設定する。	
			村外	1,500		
		スタジオ	村内	1,000	75分以内としプログラムごとに利用時間を設定する。	
			村外	1,500		
	芝生広場	村内	1,000	75分以内とし、プログラムごとに利用時間を設定する。		
		村外	1,500			
	アドバ イス	基本 (体組成成分測定)			1,000	メタボリックシンドロームリスクチェック、形態測定・血圧評価、腹部肥満評価、代謝評価、部位別筋肉量評価、ボディタイプ判定を行う。
		生活改善プログラム	運動	初級	1,500	体組成成分測定を基に、指導(2回)を行う。
中級				2,000	体組成成分測定と運動継続テキストを基に、指導(2回)	

				を行う。
		上級	2,500	体組成成分測定と運動継続テキストを基に、指導（4回）を行う。
	食生活	初級	1,500	体組成成分測定を基に、指導（2回）を行う。
		中級	2,000	体組成成分測定と食生活改善継続テキストを基に、指導（2回）を行う。
		上級	2,500	体組成成分測定と食生活改善継続テキストを基に、指導（2回）を行う。
	生活習慣	初級	2,000	体組成成分測定を基に、指導（2回）を行う。
		中級	2,500	体組成成分測定と生活改善（運動・食生活）テキストを基に、指導（2回）を行う。
		上級	3,000	体組成成分測定と生活改善（運動・食生活）テキストを基に、指導（4回）を行う。
健康づくり状況管理	運動・食生活状況管理		500	歩数管理、日常運動状況管理、日常食生活状況管理などを行う。
コースプログラム	温水プール	村内	11,000	14回以内で、指導者がついたプログラムとする。
		村外	21,000	
	トレーニングルーム	村内	11,000	14回以内で、指導者がついたプログラムとする。
		村外	21,000	
	スタジオ	村内	11,000	14回以内で、指導者がついたプログラムとする。
		村外	21,000	

		介護予防事業 対象 (がんじゅう)	村内	1,000 / 1 回	介護予防を対象とした、施設を複合活用し14回 / 2月以内で指導者がついたプログラムとする。
団体利 用 (20 人以上)	実践室等	温水プール	村内	7,000	120分以内で、2レーンを上限とする。
			村外	14,000	
		トレーニング ルーム	村内	3,000	120分以内で、運動器具は16台を上限とする。
			村外	6,000	
		スタジオ	村内	2,000	120分以内とする。 冷房の使用は1時間につき500円を加算する。
			村外	4,000	
		芝生広場	村内	2,000	60分以内とする。 ただし、利用面積が全面積の半分以下である場合に限り、半額とすることができる。
			村外	4,000	

別表2 (第15条関係)

プログラム名				利用料 (円)	備考
一括払いA (60歳以上)	温水プール及びトレーニングルーム	月払い	村内	1,800	回数の制限なし。
			村外	2,700	
		半年払い	村内	9,000	
			村外	13,500	
		年払い	村内	16,200	
			村外	24,300	
一括払いB (13歳以上60 歳未満)	温水プール	月払い	村内	1,800	月5回の利用とする
			村外	2,700	
		半年払い	村内	9,000	
			村外	13,500	
		年払い	村内	16,200	

			村外	24,300	
	トレーニングルーム	月払い	村内	1,200	
			村外	1,800	
		半年払い	村内	6,000	
			村外	9,000	
		年払い	村内	10,800	
			村外	16,200	
	温水プール及びトレーニングルーム	月払い	村内	2,100	
			村外	3,150	
		半年払い	村内	10,500	
			村外	15,750	
		年払い	村内	18,900	
			村外	28,350	
一括払いC (13歳以上60歳未満)	温水プール	月払い	村内	2,700	回数制限なし。
			村外	4,050	
		半年払い	村内	13,500	
			村外	20,250	
		年払い	村内	24,300	
			村外	36,450	
	トレーニングルーム	月払い	村内	1,800	
			村外	2,700	
		半年払い	村内	9,000	
			村外	13,500	
		年払い	村内	16,200	
			村外	24,300	
	温水プール及びトレーニングルーム	月払い	村内	3,500	
			村外	5,250	
		半年払い	村内	17,500	
			村外	26,750	



		年払い	村内	31,500		
			村外	47,250		
オプション	ア ド バ イ ス	基本（体組成成分測定）		500	一括払い制を利用する 者のみとする。	
		運動・食生活	初級	750		
			中級	1,000		
			上級	1,250		
		生活習慣	初級	1,000		
			中級	1,250		
			上級	1,500		
		健康づくり状況管理	運動・食生活状況管理	250		
		プログラム受講	村内	650		一括払い制を利用する 者のみとする。
			村外	650		
コース制	村内	5,500				
	村外	5,500				

第1号様式（第9条関係）

年 月 日						
読谷村健康増進センター利用申請書						
殿						
申請者 住 所						
氏名又は団体名						
代 表 者 名 印						
電 話						
次のとおり読谷村健康増進センターを利用したいので申請します。						
利用実践室等名						
利 用 目 的						
利 用 日 時	年 月 日	曜 日	利 用 時 間	年 月 日	曜 日	利 用 時 間
			時 分 時 分 から まで			時 分 時 分 から まで
			時 分 時 分 から まで			時 分 時 分 から まで
			時 分 時 分 から まで			時 分 時 分 から まで
			時 分 時 分 から まで			時 分 時 分 から まで
利 用 責 任 者		電 話				
利 用 予 定 人 数		人				
実践室等利用料		利 用 料	超 過 利 用 料	減 額 利 用 料	合 計 額	
		円	円	円	円	

第2号様式（第9条関係）

年 月 日	
<p>読谷村健康増進センター利用変更申請書</p> <p>殿</p> <p style="margin-left: 200px;">申請者 住 所</p> <p style="margin-left: 200px;">氏名又は団体名</p> <p style="margin-left: 200px;">代 表 者 名</p> <p style="margin-left: 200px;">電 話</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">印</p> <p>次のとおり利用許可の変更を受けたいので申請します。</p>	
利用年月日	年 月 日
許可年月日及び 番 号	年 月 日 第 号
変 更 内 容	
変 更 理 由	

第3号様式（第10条関係）

第 年 月 日 号 年 月 日						
殿  読谷村長 印  読谷村健康増進センター利用許可通知書  年 月 日申請のあった読谷村健康増進センターの利用については 次のとおり許可します。						
利用実践室等名						
利 用 目 的						
利 用 日 時	年 月 日	曜 日	利 用 時 間	年 月 日	曜 日	利 用 時 間
			時 分 時 分 から まで			時 分 時 分 から まで
			時 分 時 分 から まで			時 分 時 分 から まで
			時 分 時 分 から まで			時 分 時 分 から まで
			時 分 時 分 から まで			時 分 時 分 から まで
利 用 責 任 者		電 話				
利 用 料		円				
許 可 条 件						
備 考						

第4号様式（第10条関係）

第 年 月 日 号	
殿	
読谷村長 印	
読谷村健康増進センター利用変更許可通知書	
年 月 日申請のあった読谷村健康増進センターの利用変更申請について、次のとおり許可します。	
当初許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号
変更内容	変更後 年 月 日： 実践室等名：

第5号様式（第10条関係）

第 年 月 日 号 年 月 日						
殿						
読谷村長 印						
読谷村健康増進センター利用（申請・変更）不許可通知書						
年 月 日申請のあった読谷村健康増進センターの利用については、不許可とします。						
利用実践室等名						
利 用 日 時	年 月 日	曜 日	利 用 時 間	年 月 日	曜 日	利 用 時 間
			時 分 時 分 から まで			時 分 時 分 から まで
			時 分 時 分 から まで			時 分 時 分 から まで
			時 分 時 分 から まで			時 分 時 分 から まで
			時 分 時 分 から まで			時 分 時 分 から まで
不許可の理由						

第6号様式（第11条関係）

	第 号 年 月 日
殿	
	読谷村長 印
読谷村健康増進センター利用（制限・停止・許可変更・ 取消）通知書	
第 号の読谷村健康増進センター利用許可を次の理由によって（取消・制限・ 停止・許可変更）します。	
（制限・停止・許可変更・ 取消）となった実践室名	
利 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分までの 時間
（制限・停止・許可変更・ 取消）となった理由：	

第7号様式（第16条関係）

年 月 日			
読谷村健康増進センター利用料減額又は免除申請書			
殿			
申請者 住 所			
氏名又は団体名			
代 表 者 名			
電 話			
印			
次のとおり利用料の（減額・免除）を申請します。			
利用実践施設等名			
利 用 の 内 容			
利 用 期 間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分までの	日間
減額又は免除の理由			
利 用 料	円	減額又は免除の割合	割
	円	減額又は免除後の利用料	円



第8号様式（第17条関係）

第 年 月 日 号 年 月 日			
殿  読谷村長 印			
読谷村健康増進センター利用料減額又は免除許可通知書			
年 月 日に申請のあった利用料の（減額・免除）を許可します。			
利用実践室等名			
利用の内容			
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間		
減額又は免除の理由			
利用料		減額又は免除の割合	割
	円	減額又は免除後の利用料	円

第9号様式（第17条関係）

第 号 年 月 日	
殿	
読谷村長 印	
読谷村健康増進センター利用料減額又は免除不許可通知書	
年 月 日申請のあった利用料の減額又は免除を不許可とします。	
減額又は免除 不許可の理由	

第10号様式（第18条関係）

第 年 月 日 号			
殿			
読谷村長 印			
読谷村健康増進センター利用料返還通知書			
次のとおり、利用料（全部・一部）を返還します。			
利用実践室等名			
許可年月日及び 番 号	年 月 日 第 号		
返還をする理由			
既納年月日	既納利用料	返還割合	返還額
年 月 日	円	割	円

年 月 日	
読谷村健康増進センター損傷・滅失届	
殿	
申請者 住 所 氏名又は団体名 代 表 者 名 電 話	
印	
次のとおり損傷・滅失したので届けます。	
発 生 年 月 日	
箇 所 (物 件)	
数 量	
内 容 又 は 程 度	
理 由	